

## (様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員

田中 政司

実施月日	令和5年 10月30日(月)		
実施時間	午前10時00分 ~11時30分		
調査先	法務省民事局 民事第2課		
調査所在	東京都千代田区永田町 衆議院第2議員会館		
調査の目的	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についての調査研究		
調査先担当者	法務省民事局民事第二課長 大谷太 氏、 補佐官 三枝稔宗 氏 本坂淳子 氏		
内容・結果等	<p>【目的】 人口減少や都市部への人口流失が進み、空き家や空き地が増える中、相続登記がなされず、そのまま放置された所有者不明の土地問題が急増している。そのような背景を受け、国においては所有者不明の土地の発生を予防する方策として「相続土地国庫帰属制度」が施行された。その内容等についての調査を行った。</p> <p>【内容】 所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法を見直すことになっている。 発生の予防として令和5年4月に、土地を相続したが土地を手放したいと考える人が国へ帰属できる制度として「相続土地国庫帰属制度」が創設された。令和5年9月現在で1026件の申請がなされているとのことである。また、同じく発生の予防策として登記がされるよう不動産登記制度の見直しが行われることになっており、相続登記の申請義務化が令和6年4月、住所等の変更登記の申請義務化が令和8年4月にそれぞれ施行されることになっているとのことであった。</p> <p>【まとめ・感想】 身の回りの現状においても、登記がなされていない所有者不明の空き家や土地が存在する中、土地の開発行為や有効活用などを進める中に支障をきたしている。今後、この制度改正に伴い、そのような事案の解決策につながるものが期待されるものと感じた。と同時にこれから行われる法改正等について、しっかりとその内容等を研究しなければならない。 また、この研修のあと嬉野市が協定を結んだ羽田イノベーションシティの「よい仕事おこしプラザ」を視察することができ、意義ある視察であった。</p>		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 ( 円 )
	旅費・宿泊費 長崎～東京往復航空券 宿泊1泊付き	じゃらん(ANA宿泊パック)	53,900
	交通費		4,200
	合 計		58,100

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること